

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年7月8日

千葉県公安委員会委員長 秋 口 守 國

**千葉県公安委員会規則第7号**

**千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 指定講習機関（第26条―第34条）」を「第7章 指定講習機関（第7章の2 運転免許取得者等教育等（第34条の2・第34条の3）」に改める。

第1条中「いう。）及び」を「いう。）、」に、「の施行」を「、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「指定規則」という。）、運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号。以下「認定教育規則」という。）及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「認定検査規則」という。）の施行」に改める。

第13条を次のように改める。

（試験場の場所）

**第13条** 施行規則第22条第1項の規定による免許試験の場所は、次の表のとおりとする。

名称等	所在地
(1) 千葉県警察千葉運転免許センター	千葉市美浜区浜田2丁目1番
(2) 千葉県警察流山運転免許センター	流山市前ヶ崎217番地
(3) 免許を受けようとする者（法第97条の2第1項第3号に規定する海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者に限る。）の住所地を管轄する警察署	
(4) 前各号に掲げるもののほか、公安委員会が指定する場所	

第19条第2項中「第3項」を「第4項」に改める。

第26条第1項中「指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号。以下「」及び「」という。）」を削る。

第7章の次に次の1章を加える。

**第7章の2 運転免許取得者等教育等**

(高齢者講習同等課程を行うことができる者の指定等)

**第34条の2** 認定教育規則第4条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書(別記第25号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の指定は、指定書(別記第26号様式)を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、指定取消通知書(別記第27号様式)により、当該指定の取消しを受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

(認知機能検査同等方法等を行うことができる者の指定等)

**第34条の3** 認定検査規則第4条第1項第4号及び同条第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、指定申請書(別記第28号様式)を公安委員会に提出しなければならない。

2 前項の指定は、指定書(別記第29号様式)を交付して行うものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、指定取消通知書(別記第30号様式)により、当該指定の取消しを受けた者に対し、その旨を通知するものとする。

第37条を次のように改める。

(電磁的記録媒体による手続)

**第37条** 認定教育規則第13条又は認定検定規則第14条の規定による電磁的記録媒体の提出は、次の各号に定めるところにより行われなければならない。

(1) 電磁的記録媒体は、光ディスク、USBメモリー、外付けハードディスクドライブその他これらに類するものであつて、千葉県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものであること。

(2) 1の電磁的記録媒体に複数のファイルを記録することができるものとする。

(3) 電磁的記録媒体に記録するファイルの形式はPDF形式とし、ファイル名は当該ファイルに記録されている内容を表す標目とすること。

(4) 電磁的記録媒体に提出者の氏名又は名称及び提出年月日を記載したラベルを貼付すること。

別記第11号様式(その1)中「<sup>にんち きのうけんさ</sup>認知機能検査」を「<sup>にんち きのうけんさとう</sup>認知機能検査等」に、「<sup>きおく</sup>記憶力・<sup>りよく</sup>判断力が<sup>はんだんりよく ひく</sup>低くなっている」を「<sup>にんち しよう</sup>認知症のおそれがある」に改め、「<sup>だい</sup>第102条第<sup>じようだい</sup>項」の次に「<sup>きてい</sup>の規定」を加え、同様式(その1)の注1及び注2を削り、同様式(その1)の注3を同様式(その1)の注とし、同様式(その4)を同様式(その5)とし、同様式(その3)を同様式(その4)とし、同様式(その2)の注1及び注2を削り、同様式(その2)の注3を同様式(その2)の注とし、同様式(その2)を同様式(その3)とし、同様式(その1)の次に次のように加える。

(その2)

りん じ てき せい けん さ つう ち しょ  
臨時適性検査通知書

年 月 日

住 所  
様

千葉県公安委員会 印

あなたは、<sup>にん ち しょう</sup>認知症のおそれ<sup>うたが</sup>（疑い）があることから、<sup>どう ろ こうつうほうだい</sup>道路交通法第102条第<sup>じようだい</sup>4項の規定による<sup>りん じ てきせいけん さ</sup>臨時適性検査（<sup>にん ち しょう せんもん い</sup>認知症の専門医による<sup>しんだん</sup>診断）を受けていただくことになりましたので<sup>つう ち</sup>通知します。

この通知を受け、<sup>つう ち</sup>やむを得ない理由なく<sup>え</sup>臨時適性検査を受け<sup>り ゆう</sup>ない場合は、

<sup>きよ</sup>拒 <sup>ひ</sup>否  
<sup>うんでんめんきよ</sup>運転免許の <sup>ほ</sup>保 <sup>りゆう</sup>留 <sup>しよぶん う</sup>の処分を受けることとなりますので、<sup>ごちゆうい</sup>御注意ください。  
<sup>と</sup>取 <sup>け</sup>消 <sup>し</sup>し  
<sup>こうりよく ていし</sup>効力の停止

<sup>できせいけん さ おこな</sup> 適性検査を行う理由	
<sup>でき せい けん さ き じつ</sup> 適性検査の期日	
<sup>でき せい けん さ ば しょ</sup> 適性検査の場所	
<sup>び</sup> 備 <sup>こう</sup> 考	

注 <sup>つう ち</sup>この通知について、<sup>ふ めい てん</sup>不明な点がある場合は、<sup>ち ば けんけいさつほん ぶ こうつう ぶ oundenめんきよほん</sup>千葉県警察本部交通部運転免許本部  
<sup>ぶ</sup>部 <sup>と あ</sup>までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部  
住所  
電話

別記第11号様式の2中「<sup>にん ち き のうけん さ</sup>認知機能検査」を「<sup>にん ち き のうけん さ とう</sup>認知機能検査等」に、「<sup>き おくりよく ほんだん</sup>記憶力・判断  
<sup>りよく ひく</sup>力が低くなっている」を「<sup>にん ち しょう</sup>認知症のおそれがある」に、「<sup>どう ろ こうつうほう せ ころきそく</sup>道路交通法施行規則」を「<sup>どう ろ こうつうほう し ころきそく</sup>道路交通法施行規則」に改め、同様式を同様式（その1）とし、同様式に次のように加える。

(その2)

診断書提出命令書

年 月 日

住所 様

千葉県公安委員会 印

あなたは、認知症のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす医師の診断書（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を提出していただくようお願いいたします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

運転免許

が保留される

が取り消される

の効力が停止される

こととなりますので、御注意ください。

また、提出された診断書が上記の要件（認知症の専門医又は主治医（かかりつけ医）が作成した診断書であつて、診断に係る検査の結果及び認知症に該当しないと認められるかどうかに関する当該医師の意見が記載されているもの）を満たさなば、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ずる理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部  
住所  
電話

(その3)

## 診断書提出命令書

年 月 日

住 所

様

千葉県公安委員会 印

あなたは、 のおそれ（疑い）があることから、道路交通法第102条第4項の規定により、下記のとおり、道路交通法施行規則第29条の3第4項に規定する要件を満たす下記理由に係る主治医の診断書を提出していただくようお願いします。

なお、やむを得ない理由なく診断書を提出しない場合は、

が拒否される

運転免許

が保留される

こととなりますので、御注意ください。

が取り消される

の効力が停止される

また、提出された診断書が上記の要件を満たさない場合、上記運転免許の行政処分を行うか、改めて臨時適性検査又は診断書提出命令を行うこととなりますので、御注意ください。

診断書の提出を命ず る理由	
診断書の提出期限	
診断書の提出先	
備 考	

注 この通知について、不明な点がある場合には、千葉県警察本部交通部運転免許本部までお問い合わせください。

千葉県警察本部交通部運転免許本部  
住所  
電話

別記第24号様式の次に次の6様式を加える。

**第25号様式**（第34条の2第1項）

指 定 申 請 書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

住 所

申請者

氏 名

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

備考

- 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第26号様式（第34条の2第2項）

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定により、同規則第1条第3号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として指定する。

年 月 日

千葉県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 第27号様式（第34条の2第3項）

第 号

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

名 称

所在地

様

千葉県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 第28号様式（第34条の3第1項）

## 指 定 申 請 書

年 月 日

千葉県公安委員会 様

住 所

申請者

氏 名

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条<sup>第1項第4号</sup><sub>第2項第4号</sub>の規定による同規則第1条<sup>第1号</sup><sub>第2号</sub>に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者としての指定を受けたいので、申請します。

使用する施設	名 称	
	所在地	
備 考		

## 備考

- 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第29号様式（第34条の3第2項）

第 号

指 定 書

名 称

所在地

運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条<sup>第1項第4号</sup><sub>第2項第4号</sub>  
の規定による同規則第1条<sup>第1号</sup><sub>第2号</sub>に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。

年 月 日

千葉県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

## 第30号様式（第34条の3第3項）

第 号

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

名 称

所在地

様

千葉県公安委員会 印

下記の理由により、運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項  
第2項  
第4号  
第4号の規定による指定を取り消したので通知します。

指 定 番 号	
理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、令和4年7月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県道路交通法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。